

支援する西側陣営に立つ姿勢を次第に明確にしていた。親ロシアか親オーストリアをめぐるバイエルン国内で意見が対立するなかで、プフォルテンは一八五四年一〇月から一月にかけてベルリンとウィーンを訪問し、フランスからの圧力に対抗するため、オーストリアとプロイセンというドイツ連邦における両大国を周旋しようとして試みたが、訪問から一ヶ月も経ない一二月二日にオーストリアが西側陣営と同盟を締結したため、挫折した。列強に及ぼしうる外交的影響力の乏しさのため、また親オーストリア的な国内世論と地理的な理由のゆえに、南東部で国境を接する隣国の大国との関係をバイエルンが解消することは現実的には不可能であった。

クリミア戦争におけるバイエルン王国の外交政策は、一瞥したところ、一方ではロシアに対する期待、他方ではオーストリアとの関係維持という相反する目的を追求していたため、整合性を見つけることが容易ではないが、その出発点（IIギリシア問題）と帰結（IIフランスの脅威の排除）が大きく隔たっていることに特色がある。特殊権益である前者がより広い意味での国益である後者に包摂されていたことにバイエルン王国の対クリミア戦争外交の特色を見出すことができるが、それは一八世紀的・王朝主義的利害関係が一九世紀的・国民国家的なそれにより越えられていくひとつの過程として捉えることも可能にするものであるだろう。

ハンムラビ占領下の「ラルサ地域」における 保有地の「管理」と「経営」

元大学院学生 中山 八歩

バビロニア北部を支配下に治めていたバビロン第一王朝第六代王ハンムラビ（在位前一七九二―一五〇年）は、バビロニア南部のラルサ王朝最後の王リム・シンを治世三〇年に滅ぼした。これにより、約二五〇年ぶりにバビロニアの統一が成し遂げられた。征服後ハンムラビ自身はおそらく旧ラルサ支配地域（「ラルサ地域」）に長く滞在せず、この占領地経営のためのラルサ常駐の行政官僚団を派遣し、直轄統治した。現存するラルサ書簡は、ハンムラビや側近から「ラルサ地域」常駐の官僚に宛てた指令書であるが、ハンムラビがラルサを征服した直後から十数年間の占領地経営のあり方を示唆する。

「ラルサ地域」の官僚団は、これら書簡の指令に従ってハンムラビ自身の意向に沿い、王領地経営を行なった。

ラルサの征服に伴い、旧ラルサ王朝の直営地は接收され、また王宮や神殿から官吏達に貸与されていた従来の保有地も検地、名義変更などの手続きを経て、暫時ハンムラビ体制下の保有地へと転換が図られた。ハンムラビが「イルクム義務を伴う耕地」(**eglum sa ilkim*) 制度を王領地経営の根幹に据えようとしたことは、ラルサ書簡やハンムラビ「法典」の二六一―四一条にうかがえる。

未だ不明瞭な古バビロニア時代のイルクム義務と、耕地経営の実態との相関性を巡り、ハンムラビ「法典」やラルサ書簡に基づいたハンムラビ占領下の「ラルサ地域」の耕地経営に関する研究がこれまでに数多くなされてきたが、いずれの研究にも満足のいかない点がある。概して、既述資料等に検出され、かつ耕地の種別を示すと考えられる全ての用語を網羅しておらず、資料的にも時代・地域ともに異なる資料が合わせて考察対象とされたことに問題点が指摘できる。

発表ではハンムラビ体制下の「ラルサ地域」の保有地経営に対象を限定することで、従来の資料操作上の問題の一端を解消するとともに、その経営の根幹に位置する保有地再分配の手続き上の操作に注目し、「ラルサ地域」の耕地経営官僚団の管理レヴェルの違いから、保有地の仮保有を認承する段階にあたる「管理」と、保有地を認可・給付する段階にあたる「経営」に分けて考察した。

保有地管理の手続き上の操作にしたがってラルサ書簡を再検討したところ、以下のことが明らかになった。「ラルサ地域」の耕地経営官僚であるシャマシュ・ハーヅルとその組織は旧ラルサ王朝下の保有地(例えば「父の家の耕地」(*egel bit abim*))を「保留地」(*egel sbtim*)として認承し、まずはその仮保有を認めて耕地の継続的な生産活動を維持する一方、暫時ハンムラビ体制の真髄である「イルクム義務を伴う耕地」として新たに認可・給付していった。またイルクム義務を伴わない「扶養地」(*egel sukusim*)は、「イルクム

義務を伴う耕地」とは別種の保有地として改めて認可・給付された。これら保有地の種別を示す用語は必ずしも保有地のある特定の性格を強調するために用いられた用語ではなく、管理レヴェルの違い(耕地再分配の手続き)によって使い分けられたと解釈するのが妥当である。「ラルサ地域」の耕地経営官僚は旧ラルサ王朝下の保有地制度をそのまま踏襲するのではなく、旧体制下の保有地を新たに **qalum sa ilhim* として給付・認可し直し、その登記簿を作成、管理することを最終的な業務目標としていた。このように保有地の種別を示す用語は管理レヴェルによって使い分けられ、ハンムラビは旧ラルサ王朝の保有地制度を、「イルクム義務を伴う耕地」を根幹にした保有地制度へ転換したのである。

ハンムラビの体制下で整備された「イルクム義務を伴う耕地」は従来の保有地と大きく異なる点がある。それは「イルクム義務を伴う耕地」保有者とイルクム義務負担者の一本化である。旧ラルサ王朝では実際の耕地保有者と登記簿に記載された保有者が同一ではないこともあって両者の関係は一本化しておらず、さらに耕地保有者と義務負担者も一本化していなかった。ハンムラビが「イルクム義務を伴う耕地」保有者とイルクム義務負担者の名義を一本化させた背景には、初期王朝時代の耕地保有者と奉仕義務負担者の一体関係を復活させようとする意図があったと考えられる。「イルクム義務を伴う耕地」保有者とイルクム義務負担者の一本化によって、「イルクム義務を伴う耕地」からの奉仕義務負担者を掌握し、かつ安定

的に確保することが可能になった。ハンムラビ体制下の保有地制度において「イルクム義務を伴う耕地」に基づいた課役に重点を置き、奉仕義務負担者を安定的に確保することが主眼になったためである。

〈考古学部会〉

古墳時代中期の埴輪生産組織

― 狛江市土屋塚古墳の同工品分析から ―

小野本 敦

埴輪とは古墳に並べるためだけに製作されたものであり、一古墳に樹立される埴輪は古墳被葬者の死を契機として製作されるために極めて一括性が高い。このような埴輪の考古遺物としての特性から、形式分類を突き詰めていくことで同じ製作者の手による「同工品」にまで到達することができる。この埴輪同工品論を援用し、古墳時代中期に築造された狛江市土屋塚古墳の埴輪生産組織を復元した。

まず、技法的特徴から土屋塚古墳の円筒埴輪四二個体をⅠ群とⅡ群に大別した後、手法的特徴とハケメパターンの対応関係からⅠ群八人、Ⅱ群九人の工人を同定した。発掘調査された範囲が周溝の半周ほどであり、墳頂部にも調査が及んでいないため、工人の人数は若干増加する可能性はあるが、各群の人数比がほぼ一対一であるこ

とは変わりないと考える。

次に、各群の埴輪の検討により、Ⅰ群の工人層を埴輪製作に関する新しい情報を持ち、技術レベルが高く、專業度も高い集団、Ⅱ群の工人層を古い情報を持ち、技術レベル・專業度ともに低い集団と位置付けられることを指摘した。また、Ⅰ群では一つのハケメパターンがほぼ一工人に対応するのに対し、Ⅱ群では一つのハケメパターンが複数の工人にみられるという状況から、Ⅰ群の工人はハケ工具を占有していたのに対し、Ⅱ群の工人は数人ごとにハケ工具を共有していたと考えた。Ⅰ群・Ⅱ群はこのような差異を内包しつつも、両群の埴輪の規格は完全に統一され、突帯の板押圧技法など、技法においても共通する部分を持つ。すなわち、両群はそれぞれの製作伝統に固執しながらも、極めて近い位置で埴輪生産にあっていたものと考えられる。

では、ハケ工具の共有とはいかなる状況であろうか。例えば甲と乙という工人がハケ工具を共有し、甲がそれを使用している場合、乙はその間埴輪製作そのものに携わることとは不可能となる。そのような観点からハケ工具の保有形態の違いを埴輪生産という時間軸の中に位置付けてみると、ハケ工具を占有するⅠ群の工人は大部分の時間を埴輪製作そのものに費やしていたのに対し、Ⅱ群の工人はハケ工具を貸し借りしながら、ハケ工具を保持していない時間は築窯や粘土採掘などの補助的な作業に当たっていた状況が想定される。すなわち、先に確認したⅠ群・Ⅱ群の埴輪製作の熟練度の違いは、